

平成25年第1回定例会 社会委員長報告（H25予算議案）

平成25年3月15日

11番 田中 肇です。

社会委員会に審査付託された議案について、3月6日、7日の2日間にわたり委員会を開催し、それぞれ慎重に審査を行いましたので、その経過並びに結果についてご報告いたします。

はじめに、議案第22号「平成25年度 岡谷市一般会計予算」中、社会委員会に審査付託された部分について、審査の主な点をご報告いたします。

『市民環境部』は、「市民生活課」、「医療保険課」及び「環境課」の3課の構成で、職員数は、正規職員38名、嘱託職員4名の合計42名の体制となる。

前年度との変更点は、市民生活課において消費生活相談員を社会福祉課へ配置換えするため嘱託職員が1名の減となるほか、環境課においては、組織改正により、施設担当が資源化担当と統合することに伴い正規職員が2名の減となる。

また、嘱託職員の1名の増については、技術管理者である再任用職員の退職に伴い、新たに施設管理員として雇用するものである。

市民環境部付の正規職員1名については、長野県後期高齢者医療広域連合に引き続き派遣するものであるとのことであります。

次に、『健康福祉部』は、「社会福祉課」、「介護福祉課」、「子ども課」、「健康推進課」及び「看護専門学校設立準備室」の4課1室の構成で、正規職員159名、嘱託職員22名の合計181名の体制となる。

前年度との変更点として、社会福祉課の正規職員1名の減は、ケースワーカーを嘱託の面接専門員に振り替えるとともに、併せて母子自立支援員と、市民生活課から消費生活相談員をそれぞれ1名増員し対応するものである。

介護福祉課の1名の減は、平成24年度中の退職によるもののほか、発達支援事業の拡大を図るため、健康推進課において実施している発達支援に関する事業を子ども課の子育て支援担当に集約することから、子ども課に正規職員を1名の増とし、健康推進課の正規職員及び子ども課の嘱託保健師それぞれ1名を減とするものである。

なお、看護専門学校設立準備室は、平成26年度の開校に向け、正規職員6名の体制で準備を進めてまいりたいとのことであります。

それでは各款ごとに、付託事項を踏まえ、審査の内容をご報告いたします。

「歳出」から申し上げます。

2款 総務費の担当部分について。

はじめに、「リサイクル基金積立金」について。

基金の今後の運用方法について質疑があり、基金として一端は積み立て、必要に応じて取り崩し、必要な事業の財源として充当したいと考えているとのことである。

さらに、委員より、市民への見える化が目的であるが、今後情報開示をする考えがあるのかとの質疑については、毎年決算が出てくるので、金額については周知ができるとのことでありました。

次に「県民交通災害共済加入負担金」について。

予算が大幅に減少しているのは、共済の加入者数が減少しているためなのかとの質疑があり、平成19年度から中学生以下の共済金は公費負担してきた経過があるが、一定期間が経過していること、また、共済事業は受益者負担が基本であることから、小・中学生は個人負担をお願いするためである。

なお、通常個人で加入した場合、1人400円であるが、学校単位で加入すると1人1000円に軽減されるメリットもあるため、小・中学生は学校単位での加入をお願いしたいとのことである。

また、小学生以下の未就学児については、子育て支援という観点も踏まえ、従来どおり公費負担としていくとのことでありました。

次に、3款 民生費について。

「災害時要援護者避難支援事業」について。

先進区の現状や平成25年度の事業を進めるにあたり眼目を置く点について質疑があり、21区のうち、先進区は、既に地域支援マップの作成まで済んでいるが、一方で区によって温度差があり、そこまで進んでいない区もあるのが現状である。地域支援マップは、実際に災害が発生したときに最も活用されなくてはならないが、年1回の防災訓練などでも、地域支援マップは活用できると考えている。各区において、同一歩調で進めていくことに眼目を置き、支援が必要と思われる方を抽出し、地域支援マップの作成が遅れている区について、一定のレベルまで引き上げたいとのことでありました。

さらに委員より、地域支援マップの作成が遅れている区について、事業の重要性を認識してもらうための市の対応について質疑があり、福祉情報システムの情報をGISシステムにリンクさせ、市で図面を作成し、各区へ配布し、まずレベルを合せたいと考えている。その後、まだ登録されていない方の家庭を訪問し、徐々に登録者を増やしたデータを各区中心に確認していただきながら、マップの作成を進めたいとのことでありました。

委員より、市からの情報提示も重要であるので、地域の理解を得ながら、是非進めてほしいとの要望がありました。

次に「福祉総合相談事業」について。

消費生活相談の主な内容と、相談体制における横の連携について質疑があり、消費生活相談は、通信機器や郵便等を利用し勧誘する通信販売やサイト利用代金の請求、電話勧誘販売、訪問販売が主な内容である。

高齢者、母子、消費者等の様々な要素を含んだ相談が輻輳しているため、今年度、試行的に実施した相談窓口の一本化であるワンストップが有効であり、県の消費生活相談センターが廃止されたことに伴う、受け皿としても機能しているとのことである。

なお、平成25年度から、本格的に市民生活課から消費生活相談員1名を移管することになるため、より横の連携がとれた体制で臨みたいとのことでありました。

次に、「岡谷健康福祉施設（ロマネット）整備事業」について。

ロマネットの洗い場から脱衣所へ水が浸入するとのことであるが、この工事の予算は計上されているのかとの質疑があり、洗い場と脱衣所の間にある厚いコンクリート壁の構造的に水が回りやすい部分から水が染み出すのではないかと推測している。この改修には、壁を剥離し、中を確認した上での大がかりな工事が必要となり、長期的な休業を余儀なくされることが想定されるため、今回の工事費には予算計上されていないとのことである。

今後、工事業者、指定管理者と相談しながら、対応を検討したいとのことでありました。

次に「介護保険負担事業」について。

平成25年度における24時間対応サービスについて質疑があり、諏訪広域連合が主体で動いているが、体制づくりが整わないため、本サービスを来年度から開始できる事業者はないと聞いているとのことである。

委員より、特別養護老人ホーム待機者の状況について質疑があり、岡谷市においては、決算時に示した年度末の待機者数が318人に対し、2月1日現在で251人、また、諏訪広域連合全体では同じく1,011人に対し、848人とそれぞれ減となっており、第4期介護保険事業計画の中において、第5期を前倒して施設整備を進めてきた成果であると捉えているとのことである。

さらに委員より、特養待機者が減少したとはいえ、岡谷市にはまだ251人が待機している現状と、これからの対応について質疑があり、待機者の内訳は、比較的介護度の低い方が3分の1、在宅が3分の1という状況で、その中にはグループホームや小規模多機能居宅介護により対応できる方もいるため、動向を注視しながら特養の整備を進めてまいりたいとのことでありました。

次に、「病児・病後児保育事業」について。

補助金交付基準について質疑があり、委託料は国庫補助基準に基づき、県支出金が3分の2、一般財源が3分の1で算定している。

利用者数は算定上、400人以上と600人以上がランクの一つの区切りとなっていることから、平成24年度決算見込の利用者450人を勘案し、400人のランクを基に算定した865万円を計上したとのことである。

委員より、平成25年度より諏訪地区以外の方で、市内企業に就業している方の利用が可能となっても、利用者数や委託料の減を見込むのかとの質疑があり、産業振興の拡大の一環として受け入れることとしたが、利用見込みは年に数名であり、利用者数の増減に大きく影響することはないと考えているとのことでありました。

次に、「保育所管理運営費」について。

正規、臨時保育士の割合と、臨時保育士の増加に伴う業務への支障について質疑があり、平成24年度現在で正規保育士96名、臨時保育士174名で、圧倒的に臨時保育士が多い状況である。

臨時保育士の勤務実態は、正規の補助が基本であるが、発達障害や発達特性のある園児に付き添うほか、未満児保育にも係わり、保育全般の補助として十分機能しているとのことである。

委員より、クラス担任をしている臨時保育士の実態について質疑があり、平成24年度は産休・育休に入った正規保育士が多く、経験や本人への意向を確認した上で、7～8名の臨時保育士にお願いしている状況である。産休・育休は1年半以上の長期にわたることから、保育に与える影響もあるため、総務課とも協議の上、代替の正規保育士の配置に意を配ってまいりたいとのことである。

子どもたちの安全確保の観点で重要な課題であるため、原則、クラス担任は、正規保育士で対応されたいとの要望がありました。

4款 衛生費について。

はじめに、「夜間急病センター委託料」について。

大幅な予算減の要因について質疑があり、平成24年度までは、医師会の医師が岡谷病院へ入り、岡谷病院の医師とともに夜間急病の診療を行っていたが、平成25年度からは岡谷病院の医師のみで夜間急病の診療を行うこととなったため、医師会の医師等の費用を委託費として計上する必要がなくなったとのことである。医師会の医師の高齢化等に伴う負担軽減を図るため、市と病院で協議したところ、病院事業管理者が掲げる3本の柱である救急医療に力を入れる想いと合致し、直接、病院において一次、二次救急にかかわらず夜間急病の診療を受けていただけることとなったことから、医師会の医師2名分の経費削減に繋がったことが要因とのことでありました。

次に、「地球にやさしい暮らし応援補助金」について。

太陽光発電システムの設置促進のために補助枠をむしろ大きくすべきと考えるが市の見

解はどうかとの質疑があり、国の補助金の引き下げや、設置にかかる費用も下がっている傾向があり、また、できるだけ多くの方に補助したい考えから、補助単価を1kwあたり3万円から2万2,000円へ見直しを行ったとのことである。

さらに、委員より、本補助金の補正対応は考えていないとのことであるが、この分野は岡谷市としても力を入れて拓げていくべき重要な分野ではないかとの質疑があり、平成24年度の実績を踏まえ、さらに件数を上乘せして計上しているため、より多くの方に補助できる形となっている。本補助金は他市町村に先んじて取り組んできた経過もあり、太陽光発電システムの導入は一定のレベルまで拓がってきている。

また、本補助金のあり方は、庁内で相当議論を重ねた結果、一定の枠の制約がある中においての考え方で予算計上したもののご理解いただきたいとのことでありました。

委員より、市の予算の使途において、手厚くすべきところに枠をはめるべきではないとの意見がありました。

次に、「看護専門学校整備事業」について。

正規職員6名の構成について質疑があり、教員3名、事務職員2名、管理監督職員が1名の構成とのことである。その内訳については、校長、副校長の人選はこれからであり、教員は、教員養成講座の受講を修了した3名となる。また、事務職員については、2名とのことでありました。

委員より、法定書籍の整備について質疑があり、審査を受けるために専門図書等を最低2,500冊を整備するという基準があり、開校までに選定し揃えたいと考えている。

さらに、委員より車両のリース料について質疑があり、軽自動車1台を5年間のリースとするもので、教員が実習先や講師との打ち合わせで使用するための専用車とのことでありました。

次に、「湖周地区ごみ処理施設整備関連事業」について。

仮設のごみ預かり所の整備について質疑があり、11月以降、清掃工場が解体準備に入ることに伴い、下諏訪町と諏訪市が岡谷市のごみを受けることになるが、定位置に出せない多量のごみを市民が下諏訪町と諏訪市へ直接持ち込むのは混乱の原因となるため、仮設のごみ預かり所を清掃工場の近隣に設置するものである。

具体的な設置場所の検討はこれからであるが、設置後に移動することにならないよう慎重に検討したいとのことである。

委員より、従来、直接持ち込めた資源物を仮設のごみ預かり所で預かることが可能かとの質疑があり、仮設のごみ預かり所での受け入れは考えていないが、従来どおり定位置に出すことが可能であり、更に、月1回開催するサンデーリサイクルデーの利用などの周知を図ってまいりたいとのことでありました。

次に、「歳入」について。

12款 分担金及び負担金について。

保育園費負担金滞納繰越分の現状について質疑があり、園長等を通じて滞納整理を行っているほか、保護者の理解を得て、児童手当からの充当も行っているため件数は減ってきているとのことでありました。

次に、13款 使用料及び手数料について。

廃棄物処理手数料の件数と推移について質疑があり、有料化が実施され3年を経過する中で、減少傾向にあるとのことでありました。

次に「第1表 歳入歳出予算」及び「第3表 地方債」の担当部分については、特段質疑等ありませんでした。

次に、意見についてご報告いたします。

福祉分野を中心に住民サイドに立った予算が生まれ、同時に生活保護の対応や住民への各種サービスの提供のようにソフト面でも丁寧な対応がされていることは評価できるが、ごみ処理共同化事業が建設費用を含め、これから20年間で150億円から160億円という事業を公設民営で市の責任を果たせない形で進められようとしている点に大きな問題を感じる。

また、特に保育園関係で正規から非正規職員の置き換えが継続し、保育現場においてサービスの低下につながるところまでできているが是正されていないところに大きな問題を感じる。

併せて「地球にやさしい暮らし応援補助金」は、継続されていることは大いに評価できるが、市で深く検討した結果、予算の範囲内で打ち切るところに大きな問題を感じることから、本案のうち、社会委員会に審査付託された部分について反対するとの意見がありました。

一方、市民生活において多岐にわたり影響のある部門であり、特に増加傾向にある発達障害児に対し、継続して対応できる体制を整えていることを高く評価する。

また、安全・安心のまちとして、社会福祉の充実が図られ、高齢者等への配慮、未来ある子どもたちへの事業も充実している。看護専門学校の整備、ごみ処理施設整備の本格的事業実施のときにありながらも、キャップ制を堅持しつつ、市民の健康、福祉、環境へ十分な予算を計上していることも評価できる。社会扶助費と増大する各予算の中において、障害者、高齢者福祉、介護保険を現状に合った形で、細やかに対応されている。

今後、大きな事業を控えており、堅実な執行がなされるよう要望し、本案のうち社会委員会に審査付託された部分について賛成するとの意見がありました。

以上、審査の結果、議案第22号中、社会委員会担当部分については、賛成多数により、

原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号「平成25年度 岡谷市 国民健康保険事業 特別会計予算」について、審査の主な点をご報告いたします。

本事業特別会計予算の算定における決算見込みは、ほぼ確定的なものであり、補正対応せずに執行できるという理解でよいかとの質疑があり、決算見込みは12月末時点の状況で、医療費等は残り3か月分を残しての見込みであり、不安はあるものの現時点では、当初見込みどおり執行ができると判断しているとのことである。

さらに、委員より保険財政共同安定化事業において、共同化への動きの現状と、今後どのように変化する可能性があるのかとの質疑があり、現在、30万円以上の医療費は、県単位で共同事業を実施する中で、共同事業交付金により歳入で受け、歳出で共同事業拠出金において拠出し実施している。本事業は、平成27年度から、1円以上の医療費へ拡大することが法定化されており、全国で実施されていく予定である。

平成27年度に医療費1円以上が対象となっても、現在のところ、国民健康保険税は算定方式の統一等の動きはないため、平成26年度までは現行どおりとなり、平成27年度は医療費が共同化となるものの国民健康保険税は当分市町村単位で算定されるとのことでありました。

次に、意見についてご報告いたします。

国民健康保険税は据え置きであり、加入者の生活実態を引き続き注視した上での丁寧な対応を要望し、本案に賛成するという意見がありました。

以上、審査の結果、議案第23号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号「平成25年度 岡谷市 霊園事業 特別会計予算」及び 議案第28号「平成25年度 岡谷市 訪問看護事業 特別会計予算」については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号「平成25年度 岡谷市後期高齢者医療事業特別会計予算」について、審査の主な点をご報告いたします。

年金からの特別徴収が原則であるが、滞納等の原因による普通徴収の割合と、普通徴収における資格証明書発行の状況について質疑があり、普通徴収の割合は、平成23年度の実績で33%である。資格証明書は、訪問や電話による生活実態の調査を行った上で、悪質なケースはないと判断しているため、資格証明書の発行は行っていないとのことであり

ました。

次に、意見についてご報告いたします。

後期高齢者医療制度は、差別医療であると同時に保険料を年金から天引きし、滞納があれば資格証明書を発行するという問題の多い制度である。制度がスタートして以来、一日も早く無くすべしという立場から本案に反対するという意見がありました。

一方、厳しい会計事情の中で、今後の方針である国民会議等の結論が先送りという形で運営が行われている。特別徴収、普通徴収等事務の合理化にも限界がある中、苦しい状況で進められており、存在を継続することが重要である。

また、年齢で区切る差別医療という制度自体には問題があり、早急な本制度の廃止を望むが本特別会計の存続は必要である。本事業の問題は、国に起因するものであり、自治体にその責を負わせるものではない。後期高齢者の医療存続のために本事業はなくてはならないものであることから本案に賛成するとの意見がありました。

以上、審査の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号「平成25年度 岡谷市 病院事業会計 予算」について、審査の主な点をご報告いたします。

平成25年度は、本体工事に着手するが、平成27年5月の新病院開院や、その先の病院経営を見据え、さらなる診療体制の充実と経営基盤の強化を目指し、平成23年度から3年連続となる黒字予算を編成したものである。

新病院建設事業は、資本的支出の建設改良費において、本体工事費、工事監理費、事務費等を合わせ、12億9,545万7千円を計上した。また、平成26年度から平成27年度までの債務負担行為限度額57億1,540万円を計上している。

なお、新病院建設事業に充当する財源として、地域医療再生事業補助金4億500万円、再生可能エネルギー熱導入促進事業補助金2,593万円を予定している。

新病院の開院と将来の病院運営を見据え、病院スタッフの強化と人材育成を図っていくとのことであり、組織については前年度と変更はないものの、職員数の特別職を除く予算定数は404名となり、前年度に比べ8名の増となっている。内訳は管理者を除く医師32名、医療技術部門86名、看護部門234名、事務・労務部門52名となっている。医師は、2月末に信州大学より後期研修医1名を引き続き派遣していただけることが決まり、しかるべき時期に補正予算で対応してまいりたいとのことでありました。

また、平成25年度からの平成27年度までの3か年の「中期経営計画」について、その主な点は、平成27年度の職員数を380名で予定していたが、医師数や回復期リハビリテーション病棟を前倒して開設したこと、医療技術部門の職員確保など401名へ上方

修正を行い、その内、医師数37名は歯科、口腔外科及び内科医の確保を想定したとのことである。

また、平成26年度の総収支において、22億4,976万2千円の赤字計上となるが、会計制度の大幅な改正により、平成25年度末に401名の職員が普通退職したものと試算される

22億6,332万3千円を退職給付引当金として特別損失に計上し経理すること、併せて、平成26年6月賞与分に該当する賞与引当金1億6千万円も同様に経理することから、総収支が大きな赤字となるが、経常収支では、1億8,109万1千円の黒字計上ができるほか、内部留保資金である資金残高も11億3,401万7千円となるため、平成25年度水準を維持できるとのことである。

また、平成27年度の総収支においても、14億2,910万4千円の赤字計上となるが、既存病棟を取り壊し、駐車場を整備することにより、建物や構造物など資産として価値のあるものを処分しなくてはならないことから、除却損として特別損失

21億8,562万3千円を計上することによるものである。

経常収支は5,749万9千円の黒字計上、資金残高も8億7千653万円であり、平成26年度より減少するものの一定水準を確保できるとのことである。

この中期経営計画では、平成26年度及び平成27年度において、総収支は大きな赤字となるが、会計制度の改正や建物等の除却損の経理処理が大きな要因であり、直ちに赤字相当額の現金が必要になる訳ではなく、経常収支の黒字計上と資金残高の一定水準の確保は見込める計画となっているとのことでありました。

委員より、看護師養成奨学金は、予算編成時に貸付者が確定しているのかとの質疑があり、34名を計上しているが、12月の予算編成時には合格発表が終了していないため、あくまで見込みの人数とのことである。

さらに委員より、岡谷市の看護学校が閉鎖したことにより、市外の学校に通学しなくてはならなくなったため、看護師養成奨学金がより重要な位置付けとなったとのことかとの質疑があり、看護師の確保のため、奨学金を貸与し、岡谷市民病院で一定年数を勤務してもらうのが望ましいと考えている。これから開設する岡谷市看護専門学校の学生に対し、奨学金の貸与により一定の確保を図るとともに、また、結婚・出産などの退職による自然減もあるため、安定的に看護師を確保するためには、奨学金は大きなポイントと考えているとのことでありました。

また、委員より、腹腔鏡手術が開腹手術に比べ、診療報酬の点数の面で収益へ与える影響が大きいのかとの質疑があり、DPCにより診断分類別に診療報酬の点数が決まっており、単価が高く、入院期間が短い方から、1から3までの段階がある。2の標準的な入院期間を超え、3の期間を外れると出来高換算となり、単価が落ちる仕組みとなっている。

腹腔鏡手術は、使用する器材もディスポであるため単価が高いこと、また患者への負担が少ないこともあり、入院期間も1もしくは2の短期間で退院ができることから、高い収

益に繋がるとのことでありました。

次に、意見についてご報告いたします。

本事業は、平山病院事業管理者のもと、職員一同のご努力により、岡谷市病院改革プランの目標であった平成23年度に経常収支の黒字を果たし、本年度も連続黒字計上が確実な状況にあり、病院改革の成果は明らかである。

さらに、新会計基準への移行に対応し、平成25年度以降の中期経営計画も示されており、経常収支は計画年度の全てにおいて、黒字計上が予定されている。

利益を求めることを目的としない公立病院とはいえ、連続する利益の計上は、大きく評価されるべきものであり、関係者の積年の努力に敬意をはらうところである。

これから、新病院建設という重要な時期にさしかかり、より一層、医師確保と、患者にやさしい病院建設、病院経営をお願いしながら、本案に賛成するとの意見がありました。

以上、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上であります。